

別紙資料② 事件の概要

1. セイクレスト事件（熊谷善昭弁護士による概要紹介）

「非常勤の社外監査役の善管注意義務違反が認められた事例」大阪高判 H27. 5. 21

<事件の概要>

- ・セイクレスト社は、元ジャスダック上場で、平成 23 年 5 月に破産した大阪市本社の不動産会社。
- ・同社は平成 21 年 3 月に債務超過に転落していたところ、同社代表取締役 A は、①調達した資金を合理性が疑わしい用途に使用し、②5 億円の山林を 20 億円と評価して現物出資を受け、③個人コンサルタント B から紹介を受けた会社に多額の約束手形を振り出すなど、上場廃止の回避等の目的から違法・不当な業務執行を続けていた。④平成 22 年 12 月には、調達した 4 億 2000 万円のうち 8000 万円について、取締役会決議で決定した用途に反して個人コンサルタント B に交付するなどした。
- ・これらの一連の行為について、社外監査役を含む監査役会は、取締役会に意見書を提出し、「違法・不当な行為が継続されるようであれば、辞任等の対応をとる」旨を述べて反対するなど、その都度反対意見は表明していた。
- ・本件は、同社の破産管財人が、上記④の 8000 万円の交付に関して、代表取締役の行為が会社に損害を与える違法なものであることを前提に、非常勤の社外監査役 X（公認会計士。平成 23 年 3 月には辞任）に対して、善管注意義務違反を理由に 8000 万円の損害賠償請求をした事件。
- ・第一審では、社外監査役 X の損害賠償責任を認めました（但し、X の重過失は否定し、責任限定契約を適用して、賠償額を監査役報酬の 2 年分である 648 万円に限定しました）。

<控訴審判決の要旨>

- ・控訴審判決は、代表取締役 A が任務懈怠行為を繰り返していたことを前提に、大要次のように述べて、第一審判決の判断を是認した。
- ・X は、取締役会への出席を通じて、A による一連の任務懈怠行為の内容を熟知していたことから、取締役会に対し、資金を不当に流出させる行為に対処するための内部統制システムを構築するよう助言・勧告すべき義務があった。
- ・また、A が代表取締役として不適格であることは明らかであるから、取締役ら又は取締役会に対し、A を代表取締役から解職すべきであると助言・勧告すべきであった。
- 善管注意義務違反あり。
- ・他方で、監査役会は、取締役会において度々疑義を表明し、事実関係の報告を求めるなどしており、特に、多額の約束手形の発行が続けられた際には、「十分な説明がされない場合には、監査役 3 名は辞任する」旨の申入れを行うなどして、一定の限度でその義務を果たしていたため、重大な過失まではない。
- 責任限定契約の適用あり（賠償額は報酬 2 年分に限定）。

2. FOI 事件（監査懇話会 HP 眞田宗興の“監査役事件簿”から）

<事案の概要>

東証マザーズに上場してわずか 7 か月で上場廃止となった半導体製造装置メーカーの エフオーアイは、例えば 2009 年 3 月期の実際の売上高が 3 億円弱しかなかったのに、約 118 億円と過大に記載した等の事実が、内部告発をきっかけとする証券取引等監視委員会の強制調査により発覚、株主約 200 人から株価下落による損害賠償請求訴訟が出され、2016 年 12 月 20 日、東京地裁は、旧経営陣 7 名および上場に際しての主幹事会社であったみずほ証券の責任を認め、請求通り約 1 億 7500 万円（内みずほ証券は約 3000 万円）の支払を命じた（2016 年 12 月 21 日日経新聞）。旧経営陣（社長・専務ら）7 名、内 3 名は常勤監査役 1 名及び非常勤

監査役 2 名であった。なお、会計監査人は、裁判途中で和解に応じた。なぜ、裁判所は、非常勤の監査役にまで責任を認めたのか、判決文（Westlaw. JAPAN）から、この事件には、内部監査室長が大きくかかわっていたことが判明した。原告・被告の双方から控訴されている。高裁判決を見守っていきたい。また、社長及び専務は、2012 年 2 月 29 日、さいたま地裁で、実刑 3 年の懲役が言い渡されている。

<監査役の実務責任>

監査役らについては、判決文には、監査役らは内部告発があったことは知らなかったこと、会計監査人が無限定適正の監査報告書を出し続けていたこと、かつ、それを疑うような事情はなかったこと、有価証券報告書の虚偽記載を知らなかったこと等を認めた上で、監査役らが相当な注意を用いたにも拘わらず、虚偽記載を知ることができなかつたと認められるかどうか（金商法 21 条の 2 項 1 号）により、責任の有無が判断されるとした上で、次のような事実により、「相当な注意を用いていれば、粉飾の事実を知ることができた」として、監査役らの責任を認めた。

- ① 2008 年 5 月頃、常勤監査役は、機械製造部門又は技術系部門の社員から、同年 3 月に出荷したはずのエッチング装置が戻ってきているとの話を聞き、社長に確認したところ、社長は「いずれ実現する見込みの売上なので見なかったことにしてください」との回答であったため、2008 年 3 月期に架空の売上が計上されたことを認識したがこれを放置した。又、同 3 月期の注文書、物品受領書、残高証明書を確認したが、受領日のない物品受領書、確認日付のない残高確認書があったことを認識したが、社長に注意を促しただけで、原因や売上の実在を調査することはなかった。
- ② その後、同社の売上が急増し、売掛金の回収が進まない状況が続いたのであるから、架空売上の可能性について疑問を持ち、売上の実在性について独自の調査を行うことは十分可能であったにもかかわらず、監査役らは、会計監査人の報告を受ける以外に何らの調査を行わなかった。
- ③ 2008 年 3 月 28 日の取締役会において、内部監査室長 H を異動させる人事が審議され、同年 4 月 15 日の取締役会では、上場申請（第 1 次）をいったん取下げる旨の決議がされた。常勤監査役（社内）も非常勤監査役（二人とも社外）も、誰一人として、H の異動や上場申請の取下げの理由について質問する者はいなかった。又、これ以後の監査役会で、当件に関して調査したり議論したりすることはなかった。監査役らが内部告発の存在を認識していたことを認めるに足る証拠はないにしても、監査役会において、上場申請取下げの理由について、他の役員やみずほ証券に問合せするなど調査すれば、内部告発の存在を知り、粉飾決算の事実が判明した可能性があった。
- ④ 常勤監査役は、週 2 回程度しか出勤しておらず、また、ほぼ毎週開催される戦略会議は、社長が招集し、議長を務め、常勤の取締役のほか経営企画部長らにより構成され、監査役は同会議に出席して意見を述べることができるとされているが、常勤監査役さえ出席しなかった。ただし、議事録には常勤監査役が出席したと記載され、議事内容は実際とは異なる内容が記載されていた。実は、売上の水増しは、この戦略会議で審議されていたので、戦略会議に出席していれば粉飾の事実を知ることができた。実は、常勤監査役はみずほ証券の上場審査において、「毎日出勤し、戦略会議にも出席している」との虚偽の回答をしていた。
- ⑤ 非常勤監査役 2 名は、常勤監査役の職務執行状況が不十分であるということは容易に認識できたと考えられるにも拘わらず、これを是正するための何らの対応を執った形跡がない。「非常勤監査役は、常勤監査役の職務執行の適正さに疑念を生ずべき事情があるときは、これを是正するための措置を執る義務がある」として、非常勤監査役の監査役としての職務が十分ではなかった、と結論した。

以上